

豊島区国民健康保険高額療養費に相当する療養資金貸付条例 及び 豊島区国民健康保険出産費資金貸付条例 を廃止する条例について

1 廃止理由

高額な医療費や出産に係る一時的な経済負担を軽減するために貸付制度を設けていたが、医療費の支払いを自己負担限度額までに抑える「限度額適用認定証」や出産育児一時金の「医療機関等への直接支払制度」の活用が定着したことから長期間貸付実績がなく、今後も貸付制度の利用が見込めないため。

2 概要

(1) 国民健康保険高額療養費に相当する療養資金

高額療養費が支給されるまでの被保険者の一時的な経済負担を軽減するため、昭和52年4月に高額療養費に相当する療養資金を貸し付ける制度を創設した。

その後、入院は平成19年度から、通院は平成24年度から「限度額適用認定証」を提示することで、被保険者が医療機関に支払う費用は自己負担限度額までとなったことから、令和4年度以降貸付実績がない。

(2) 国民健康保険出産費資金

出産育児一時金が支給されるまでの被保険者の一時的な経済負担を軽減するため、平成16年4月に出産費資金を貸し付ける制度を創設した。

その後、平成21年度から出産育児一時金の「医療機関等への直接支払制度」が導入され、被保険者が医療機関に支払う出産費用は、出産費から出産育児一時金の支給額を差し引いた金額となったことから、平成25年度以降貸付実績がない。

3 施行期日

令和7年4月1日